

平成 25 年 3 月 5 日

報道機関各位

NPO 法人青森県消費者協会  
青森県消費生活センター

## 強引な健康食品の電話勧誘にご注意下さい！

### 【相談事例】

注文を受けたグルコサミンを1年分発送すると電話があった。1月末に注文を受けたと言われたが注文した覚えは全くない。生年月日まで確認済みだと言うので言ってもらったところ間違いなかった。しかし、自分は注文した覚えも生年月日を伝えた覚えもないし、48万円もの高額な健康食品など支払える金額ではないので認めなかったが、業者も一歩も引かない。業者の名前や電話番号を尋ねたが、教えられないと拒否された。そのような疑わしい会社注文をするはずがないと言って電話を切ったものの、もし商品が送られてきたらどうすればいいか。  
(契約当事者：青森市 70代 女性)

### 【問題点】

- \*注文をしていないのに、注文を受けたので商品を送るという一方的な電話である。
- \*覚えがないと言うと氏名・住所・生年月日などを告げ、本人から確認済みだと断言し、消費者に不安を覚えさせる。
- \*購入する気はないときっぱり断わると脅迫めいた口調になり、消費者に恐怖心を与えて承諾させようとし、電話を切らせてくれない。

### 【ポイント】

- ・ 県内で同様の相談が急増しています。2月下旬から同一事業者に関する相談が9件ほど立て続けに入っています。
- ・ 万が一承諾してしまっても、クーリング・オフが可能です。(電話勧誘販売)
- ・ 注文した覚えのない商品が届いても受け取る必要はありませんので、受取拒否をしましょう。代引きで送られて来た場合、お金を支払ってしまえば取り戻すことが困難な場合もありますので、代引き配達には特に注意が必要です。
- ・ また、これらの業者の電話勧誘は執拗で強引です。報復を恐れるあまり渋々承諾してしまう高齢者がいるかもしれません。高齢者の周囲の方々はこの手口について情報提供し高齢者が被害に遭わないよう見守りをお願いします。
- ・ 困った時は、お住まいの市町村の消費者行政担当窓口や消費生活センターに相談して下さい。

青森県消費生活センター  
マスコットキャラクター  
デルミちゃん  
☎(TEL Me)



### 【問合せ先】

NPO 法人青森県消費者協会 青森県消費生活センター

TEL : 017-722-3343 FAX : 017-722-3414